



平成 28 年 5 月 20 日

各 位

会社名 愛知電機株式会社  
代表者 取締役社長 佐藤 徹  
(コード番号 6623 名証第1部)  
問合せ先 取締役  
管理本部長 細江 秀喜  
TEL 0568-31-1111

株式併合、単元株式数の変更、単元未満株式の買増制度の導入および  
定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 107 回定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更、単元未満株式の買増制度の導入およびこれらに伴う定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を、平成 30 年 10 月 1 日までに、100 株に集約することを目指しております。

当社は、株式会社名古屋証券取引所に上場する企業として、この主旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更することとし、併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）にすることを目的として、株式併合（5 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・比率

平成 28 年 10 月 1 日をもって、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、5 株につき 1 株の比率で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 28 年 3 月 31 日現在）	48,252,061 株
株式併合により減少する株式数（注）	38,601,649 株
株式併合後の発行済株式総数	9,650,412 株

（注）「株式併合により減少する株式数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合比率を乗じた理論値です。

(3) 株式併合による影響等

株式併合により、発行済株式総数が 5 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たり純資産額は 5 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 株式併合により減少する株主数

平成28年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、つぎのとおりです。

	株主数 (比率)	所有株式数 (比率)
総株主	2,747名 (100.00%)	48,252,061株 (100.00%)
5株未満	89名 ( 3.24%)	131株 ( 0.00%)
5株以上	2,658名 ( 96.76%)	48,251,930株 (100.00%)

上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、5株未満の株式のみご所有されている株主様89名(所有株式数の合計133株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。なお、第3項に記載のとおり、平成28年6月29日開催予定の第107回定時株主総会において、定款一部変更が承認可決されることを条件として、単元未満株式の買増制度の導入を予定しております。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社または当社の株主名簿管理人にお問合せください。

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

23,912,200株

株式併合の比率に合わせて、現行の119,561,000株から23,912,200株に減少させます。なお、会社法第182条第2項に基づき、効力発生日である平成28年10月1日に、定款第6条(発行可能株式総数)に規定する発行可能株式総数が現行の119,561,000株から23,912,200株に変更されたものとみなされます。

(7) 株式併合の条件

平成28年6月29日開催予定の第107回定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成28年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

## 2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の目的

全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更日

平成28年10月1日

(4) 単元株式数の変更の条件

平成28年6月29日開催予定の第107回定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

## 3. 単元未満株式の買増制度の導入

(1) 単元未満株式の買増制度の導入の目的

1単元(1,000株)に満たない株式(単元未満株式)を所有されている株主様へのサービス拡充を目的として、単元未満株式の買増制度を導入いたします。

(2) 単元未満株式の買増制度の内容

単元未満株式を保有されている株主様は、当社に対して、保有する単元未満株式と併せて1単元(1,000株)の株式となるよう、不足する数の株式の買増しを請求することができる制度であります。

(3) 単元未満株式の買増制度の導入の条件

平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 107 回定時株主総会において、定款一部変更が承認可決されることを条件としております。

4. 定款一部変更

(1) 定款一部変更の目的

① 上記「1. 株式併合」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の比率に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため第 8 条（単元株式数）を変更するものです。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 28 年 10 月 1 日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

② 上記「2. 単元未満株式の買増制度の導入」を実施するため、その旨の規定を新設する。

(2) 定款一部変更の内容

定款一部変更の内容は、以下のとおりです。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 5 条 (省 略)	第 1 条～第 5 条 (現行どおり)
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1 億 1,956 万 1 千株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,391 万 2,200 株</u> とする。
第 7 条 (省 略)	第 7 条 (現行どおり)
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
(単元未満株式についての権利) 第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (新 設)	(単元未満株式についての権利) 第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <u>4. 次条に定める請求をする権利</u>
(新 設)	( <u>単元未満株式の買増し</u> ) 第 10 条 <u>当社の株主は、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを、当社に請求することができる。</u>
第 10 条～第 43 条 (省 略)	第 11 条～第 44 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	附 則
	<u>第 1 条 第 6 条および第 8 条の変更は、平成 28 年 10 月 1 日をもって、その効力を生じるものとする。</u>
	<u>第 2 条 前条および本条は、平成 28 年 10 月 1 日をもって削除する。</u>

(3) 定款一部変更の条件

平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 107 回定時株主総会において、「1. 株式併合」に関する議案および本定款一部変更に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

- |                    |                       |
|--------------------|-----------------------|
| (1) 取締役会決議日        | 平成 28 年 5 月 20 日      |
| (2) 定時株主総会決議日      | 平成 28 年 6 月 29 日 (予定) |
| (3) 株式併合の効力発生日 (注) | 平成 28 年 10 月 1 日 (予定) |
| (4) 定款一部変更の効力発生日   |                       |
| ① 第 6 条および第 8 条    | 平成 28 年 10 月 1 日 (予定) |
| ② 第 9 条および第 10 条   | 平成 28 年 6 月 29 日 (予定) |

(注) 上記のとおり、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日は平成 28 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、株式会社名古屋証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は、平成 28 年 9 月 28 日となります。

以 上

参考書類：株式併合および単元株式数の変更に関する Q&A

## 株式併合および単元株式数の変更に関するQ&amp;A

Q1. 株式併合、単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A1. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。

今回当社では、5株を1株に併合いたします。

また、単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。

今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q2. 株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか？

A2. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しています。

これを踏まえ、当社も、名古屋証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

また、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、株式併合を実施することといたしました。

Q3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A3-1. 【所有株式数について】

株主様の株式併合後の所有株式数は、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された所有株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨て）となります。

A3-2. 【議決権について】

株式併合により、各株主様の所有株式数は5分の1になります。議決権数は併合後の所有株式数100株につき1個となります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例1	2,000株	2個	400株	4個	なし
例2	1,500株	1個	300株	3個	なし
例3	1,030株	1個	206株	2個	なし
例4	777株	なし	155株	1個	0.4株
例5	4株	なし	なし	なし	0.8株

- ・例1、例2に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・例3、例4で発生する単元未満株式（例3は6株、例4は55株）につきましては、ご希望により、「単元未満株式の買取り」制度がご利用できます。なお、平成28年6月29日開催予定の第107回定時株主総会において、定款一部変更が承認可決されることを条件として、単元未満株式の買増制度の導入を予定いたしております。

- ・例4、例5において発生する端数株式相当分（例4は0.4株、例5は0.8株）につきましては、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。
- ・例5においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

Q4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A4. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は5倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。

Q5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか。

A5. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後においては、併合比率を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当金は生じません。

Q6. 株式併合後も単元未満株式の買取りをしてもらえますか？

A6. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記お問い合わせ先までご連絡ください。

#### 【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒168-0063

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031（フリーダイヤル）

以 上